

確認監査について（令和 7 年度）

1 子ども・子育て支援制度

○子ども・子育て支援制度（平成 27 年 4 月本格施行）では、「認可」に加え「確認」が必要です。

	～平成 26 年度	平成 27 年度～（子ども・子育て支援制度）
運営経費	施設への補助金	個人給付（施設が法定代理受領）
法令上の手続き	認可	認可 + 確認 + （認定）

○認可…施設を設置・運営するために必要な法令上の手続【神奈川県】

○確認…施設型給付費を受けるために必要な法令上の手続【横浜市】

2 認可、確認に関する基準法令

(1) 認可に関する基準

- 学校教育法
- 学校教育法施行規則
- 幼稚園設置基準
- 神奈川県私立学校設置に関する取扱基準

(2) 確認に関する基準

- 子ども・子育て支援法
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 ※ 内閣府令
- 【**確認基準条例**】横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
※ 本市ウェブページに掲載されています。 Google 等の検索ページで上記の条例名を検索してください。下記 URL を、直接、入力していただいてもご覧いただけます。
https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001829.html

3 確認基準

確認基準条例で規定している基準（確認基準）について、抜粋して紹介させていただきます。

○第 12 条（特定教育・保育の提供の記録）

特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

○第 14 条（施設型給付費等の額に係る通知等）

特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。（以下省略）

○第 18 条(緊急時等の対応)

特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

○第 21 条(勤務体制の確保等)

特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう職員の勤務の体制を定めておかなければならない。(以下省略)

○第 23 条 (掲示)

特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者の負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、当該事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

○第 25 条(虐待等の禁止)

特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

○第 30 条 (苦情解決)

特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。(以下省略)

○第 32 条(事故発生の防止及び発生時の対応)

特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

○第 34 条（記録の整備）

特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 第 12 条の規定による特定教育・保育の提供の記録

(2) 第 15 条第 1 項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

(3) 第 19 条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第 30 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 32 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

4 確認監査の位置づけ

(1) 監査種別と監査権限

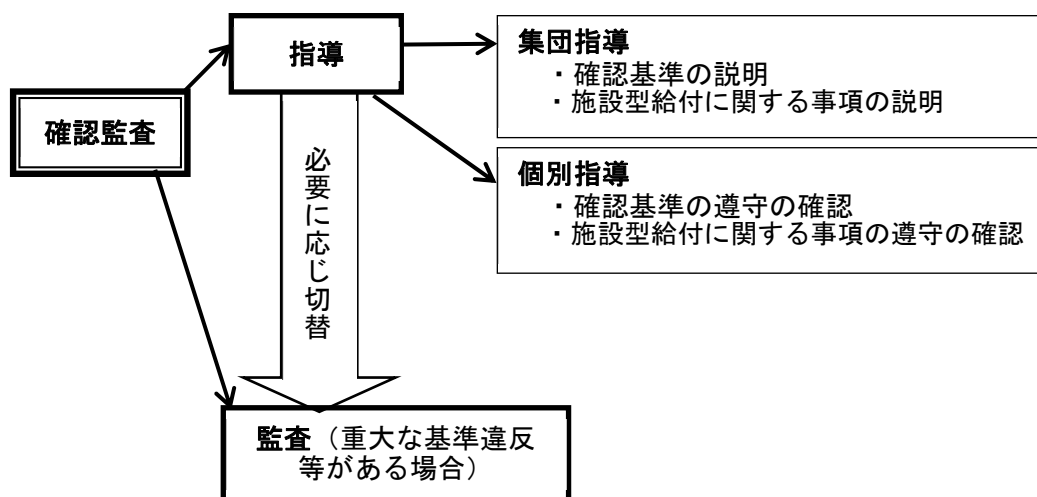
- 監査の種別として、認可制度に基づく監査（施設監査）と、確認制度に基づく監査（確認監査）があります。
- これら「施設監査」を行う権限と、「確認監査」を行う権限は、施設種別により異なります。
- 幼稚園型認定こども園及び施設型給付を受ける幼稚園については、「施設監査」を行う権限は神奈川県が、「確認監査」を行う権限は横浜市が有しています。
- そのため、本市では確認制度に基づく「確認監査」を実施しています。

	施設監査（認可基準）	確認監査（確認基準）
幼稚園型認定こども園 施設型給付を受ける幼稚園	神奈川県	横浜市
保育所、 幼保連携型認定こども園	横浜市	

(2) 確認監査の目的

子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設としての運営の基準を遵守すること、施設型給付費の請求事務を適切に実施することなどを目的とします。

(3) 確認監査の概要



※ 個別指導において、重大な基準違反等があった場合には随時調査等を行い、「監査」に移行する場合があります。

5 令和7年度の確認監査

(1) 施設型給付を受ける幼稚園

ア 「施設監査」は、認可権限を持つ神奈川県が一定の周期で行います。

イ 「確認監査」は、確認権限を持つ本市が行います。

(ア) 集団指導

毎年度、新たに確認を受けて施設型給付を受ける幼稚園に移行した園を対象に確認基準等に関する説明を行います。また、全園を対象に制度の変更に関する説明を行います。

(イ) 個別指導（確認基準）

移行初年度及び原則5年に1回、書類を検査し指導を行います。その際、特に実地においての検査または指導が必要と認められる事項がある場合には、実地において実施します。

(ウ) 個別指導（施設型給付費に関する事項）

給付費の請求に関する書類審査等により行います。

(2) 幼稚園型認定こども園

ア 「施設監査」は、認可権限を持つ神奈川県が一定の周期で行います。

イ 「確認監査」は、確認権限を持つ本市が行います。

(ア) 集団指導

毎年度、新たに確認を受けて幼稚園型認定こども園に移行した園を対象に確認基準等に関する説明を行います。また、全園を対象に制度の変更に関する説明を行います。

(イ) 個別指導（確認基準）

移行初年度及び原則5年に1回実地において実施します。

(ウ) 個別指導（施設型給付費に関する事項）

給付費の請求に関する書類審査等により行います。

(3) 幼保連携型認定こども園、認可保育所及び地域型保育事業所

ア 「施設監査」は、認可権限を持つ本市が一定の周期で行います。

原則、毎年度、実地において実施します。

※ 施設監査についての詳細は、監査課ウェブページに掲載しています。

横浜市トップページ>ビジネス>分野別メニュー>子育て>社会福祉法人・施設の指導
監査と法人の認可手続等>社会福祉法人・施設・地域型保育事業の指導監査の概要について（保育所その他児童福祉施設等に係るもの）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/gaiyou.html>

イ 「確認監査」は、確認権限を持つ本市が行います。

(ア) 集団指導

毎年度、新たに確認を受けて**幼保連携型認定こども園**に移行した園を対象に確認基準等に関する説明を行います。また、全園を対象に制度の変更に関する説明を行います。

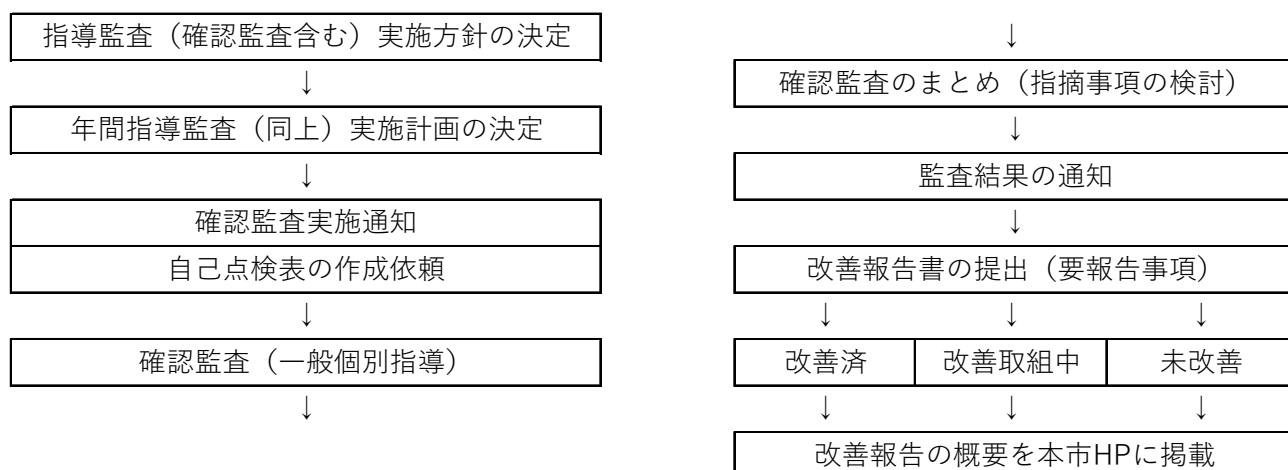
(イ) 個別指導（確認基準）

「確認監査」の個別指導（確認基準）は、「施設監査」と同時に実施します。

(ウ) 個別指導（施設型給付費に関する事項）

給付費の請求に関する書類審査等により行います。

6 確認監査（確認監査基準の遵守の確認）の年間の流れ



7 実地で実施する個別指導（確認基準）の当日の流れ（1園あたり半日で実施）

幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園、認可保育所及び地域型保育事業所の場合

午前の場合	午後の場合	内容
9:30	14:00	園到着 挨拶・職員自己紹介 監査の流れ（タイムスケジュール）の説明 園の設備等の確認（10分程度）
9:50	14:20	書類の確認 関係者へのヒアリング（園長、会計担当者等） 教育の実施状況の確認
11:30	16:30	園長等への事実確認
11:45 12:00	16:45 17:00	講評 終了

※ 監査当日の状況により、時間等が多少前後する場合があります。

※ 施設型給付を受ける幼稚園は、原則、書類を検査し指導を行います。実地において実施する場合の当日の流れは同様となります。

8 監査結果の通知

監査の結果は、後日、文書で各施設に通知します。その際、法令違反等が認められる場合は、その内容や程度に応じて「文書指摘事項」「口頭指摘事項」「助言事項」として指導させていただく場合があります。

文書指摘事項	関係法令又は通知等の違反が認められる場合は、当該事項について、原則として、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導（文書指摘）します。 また、改善措置の具体的な内容について、期限を定めて改善報告書の提出を求めます。
口頭指摘事項	違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘の指導を行わずとも改善が見込まれる場合には、当該事項について、口頭により自主的な是正又は改善を指導（口頭指摘）します。 なお、口頭指摘を行う場合は、法人等と指導の内容に関する認識を共有するため、原則として口頭指摘とした内容を文書により交付します。
助言事項	法令又は通知等の違反は認められないが、法人等の運営に資するものと考えられる事項については、当該事項について、口頭により助言を行います。 助言事項についても、原則として文書を交付します。

※ 確認監査の結果については、施設等を利用しようとする者等への情報提供に努めるため、改善報告書の概要をこども青少年局のホームページに掲載します。

問い合わせ内容	問い合わせ先	電話
確認基準に関する事項	監査課	045-671-4193
施設型給付費等に関する事項	保育・教育給付課	045-671-0202・0204